

令和8年度秋田市文化振興助成事業募集要項

1 秋田市文化振興助成事業について

秋田市文化振興助成事業は、「秋田市文化振興基金」を活用し、市民の方々の自主的な文化活動に対し、助成金を交付し支援するものです。

文化振興一般助成事業と文化振興ヤングクリエイター助成事業があります。

2 助成事業の内容について

(1) 文化振興一般助成事業

ア 交付対象者

秋田市在住の個人および秋田市に拠点を置き秋田市内で活動している団体を対象とします。

なお、次の要件を全て満たしているものとします。

- (ア) 一定の活動実績を有し、事業を完遂できる見込みがあること。
- (イ) 会計処理が明確であること。
- (ウ) 団体の場合は一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。

イ 交付対象事業

交付対象者が自ら行うもので、広く一般市民に公開され、本市の芸術・学術文化の向上に寄与すると秋田市文化振興審議会が認める事業を対象とします。ただし、以下に該当する事業は対象としません。

- (ア) 国、県および職業上所属する機関等からの助成等があるもの
- (イ) 宣伝、営利等を目的とするもの
- (ウ) 会員限定のイベント等、活動の対象が特定の団体に偏っているもの
- (エ) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (オ) 毎年、同規模で実施している事業（周年・記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものや新たな企画については、この限りでない。）
- (カ) 学校行事、部活動等の学校教育に関するもの
- (キ) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品の購入を目的とするもの
- (ク) 市民への発表などを伴わない資料収集や自己研鑽を目的とするもの
- (ケ) 慈善事業への寄附を主目的として行われる事業
- (コ) カルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会等
- (サ) その他、助成の効果が期待できないと認められるもの

(2) 文化振興ヤングクリエイター助成事業

ア 交付対象者

秋田市に在住し、秋田市内で活動している18歳以上40歳未満の個人および18歳以上40歳未満の方が過半数を占め、秋田市内で活動している団体を対象とします。

なお、次の要件を全て満たしているものとします。

- (ア) 事業を完遂できる見込みがあり、今後も継続して活動を行う見込みがあること。
- (イ) 会計処理が明確であること。

(ウ) 団体の場合は一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。

イ 交付対象事業

交付対象者が自ら行うもので、本市文化の担い手である若年層による新たな取り組みや本市の芸術・学術文化の活性化につながると秋田市文化振興審議会が認める事業を対象とします。ただし、以下に該当する事業は対象としません。

- (ア) 国、県および職業上所属する機関等からの助成等があるもの
- (イ) 宣伝、営利等を目的とするもの
- (ウ) 会員限定のイベント等、活動の対象が特定の団体に偏っているもの
- (エ) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (オ) 過去に3回助成対象となった毎年同規模で実施している事業（周年・記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものや新たな企画については、この限りでない。）
- (カ) 学校行事、部活動等の学校教育に関するもの
- (キ) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品の購入を目的とするもの
- (ク) 市民への発表などを伴わない資料収集や自己研鑽を目的とするもの
- (ケ) 慈善事業への寄附を主目的として行われる事業
- (コ) カルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会等
- (サ) その他、助成の効果が期待できないと認められるもの

3 助成金の交付対象経費について

助成金の交付対象となる経費は、助成事業に直接要する経費とします。ただし、以下に該当する経費は除きます。

- (1) 団体の運営に係る経費
- (2) 人件費および団体の構成員の謝礼等に係る経費
- (3) 会議等の開催に係る経費（会場費、飲食代等）
- (4) 賞金、賞品、記念品等に係る経費
- (5) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品購入に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、助成事業以外の事業に要する経費と識別することが困難な経費

4 交付決定について

秋田市文化振興審議会（令和8年3月下旬予定）での審議を経て、4月に交付の可否および助成金の額を決定し、申請者に文書で通知します。

(1) 助成金交付決定額

助成金の額は予算の範囲内で決定しますので、申請額が秋田市文化振興事業助成金交付要綱で定める上限額以下であっても、減額される場合があります。なお、実際に交付する助成金の額は、実績報告に基づき確定します。

(2) 助成金の率および上限額

ア 文化振興一般助成事業

助成金の交付対象経費から、入場料等収入を控除した額の2分の1以内で、30万円を上限とします。

イ 文化振興ヤングクリエイター助成事業
助成金の交付対象経費から、入場料等収入を控除した額の3分の2以内で、
20万円を上限とします。

5 申請方法について

- 助成金の交付を受けようとする場合は、次の書類を提出してください。
- (1) 秋田市文化振興事業助成金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
 - (4) 事業実施者略歴書（申請者が個人の場合）（様式第4号）
 - (5) 事業実施団体概要書（申請者が団体の場合）（様式第5号）
※会則（規約）、会員名簿添付
 - (6) その他関係書類

6 実績報告について

助成事業が終了した日から30日以内又は、令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業実施報告書（様式第10号）
- (3) 収支決算書（様式第11号）
※助成事業に係る経費は他の経理と明確に区別し、収支を明らかにすること。
- (4) 領収書又はこれに代わるもの等の写し
- (5) パンフレット、プログラム、ポスター、新聞記事、記録写真等事業の実施状況を明らかにするための参考資料
- (6) その他関係書類

7 助成金の額の確定

実績報告に基づき内容を精査し、助成金の額を確定します。

8 助成金の交付について

助成事業の額の確定の後に、請求に基づき指定口座に振り込みます。

9 事業の中止および変更について

助成金の交付決定を受けた後、事業を中止したり、事業内容を変更したりする場合は、あらかじめ市長の承認が必要です。文化振興課まで連絡の上、事業（中止・内容変更）申請書（様式第7号）を提出してください。

なお、変更内容によっては、交付決定の取消し又は助成金額を変更することがあります。

10 申請受付期間

令和8年2月6日（金）から同年2月25日（水）まで

11 提出方法

- (1) メール、郵送、窓口のいずれかの方法でご提出ください。
- (2) 提出書類は、必ず写しをとり保管してください。記載内容に関して問い合わせをすることがあります。

12 その他

本助成事業の実施は、令和8年度当初予算の議決をもって決定します。今後の予算の成立状況等によっては、変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

13 問い合わせ・申請書の提出先

秋田市観光文化スポーツ部文化振興課 振興担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1

電話 018-888-5607

E-mail : ro-edcl@city.akita.lg.jp